

資料5 住宅・宅地法

制定の必要性について、すべての人は、身体的および精神的な繁榮の中で生活し、住む場所を持ち、良好で健康的な生活環境を持つ権利を有するという考え方のもと、国は、人々が適切で手頃な価格の住宅に住み、インドネシア全土で健康的、安全、調和のとれた持続可能な住宅に住むことができるように、住宅および定住地の実施を通じてインドネシア国全体を保護する責任があること、そのため、政府は、地域に根ざした住宅地と居住地の実施と地域社会の自立を通じて、住宅地と居住地のための施設と支援を提供し、提供することにより大きな役割を果たす必要がある。さらに、低所得層に配慮も必要と考えており、そうした施策を実現するため、「住宅・宅地法」が制定されている。

(住宅・宅地法:<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/39128/uu-no-1-tahun-2011> 参照、UU11-2020 雇用創造法50条により改正 <https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/149750/uu-no-11-tahun-2020> 参照)

最新の住宅・宅地法は、以下の通りである。

(仮翻訳・グーグル翻訳)

インドネシア共和国の法律

2011年 第1号住宅・宅地法

インドネシア共和国の大統領である全能の神の恵みにより、

考慮事項:

- a. すべての人は、身体的および精神的な繁榮の中で生活し、住む場所を持ち、良好で健康的な生活環境を持つ権利を持っています。これは人間の基本的なニーズであり、性格と人格を形成する上で非常に戦略的な役割を果たします。完全なインドネシア人を構築し、自立し、独立し、生産的であるための努力の1つとしての国家の。
- b. 国は、人々が適切で手頃な価格の住宅に住み、インドネシア全土で健康的、安全、調和のとれた持続可能な住宅に住むことができるように、住宅および定住地の実施を通じてインドネシア国全体を保護する責任があること。
- c. 政府は、地域に根ざした住宅地と居住地の実施とコミュニティの自立を通じて、コミュニティのための住宅地と居住地のための施設と支援の提供と提供において、より大きな役割を果たす必要があること。環境の持続可能性を保証できる物理的空間計画、経済生活、社会文化の形態は、社会、国家、国家の生活における民主主義、地域自治、開放性の精神に沿っている。
- d. 低所得コミュニティの利益のためにバランスに注意を払わない地域の成長と開発は、コミュニティが適切で手頃な価格の住宅を取得することを困難にします。
- e. 住宅と居留地に関する 1992 年法律第 4 号は、健全で安全、調和のとれた整然とした環境で、まともで手頃な価格の住宅と居留地の開発とニーズにもはや適合していないため、取り替える必要があること。
- f. a、b、c、d、および e で言及されている考慮事項に基づいて、住宅および定住地域に関する法律を制定する必要があること。

第 20 条、第 21 条、第 28 条 C 項(1)、第 28 条 H 項(1)、(2)及び(4)、第 33 条(3)並びに第 34 条(1))、パラグラフ (2)、およびパラグラフ (3) の 1945 年インドネシア共和国憲法;インドネシア共和国代表理事会とインドネシア共和国大統領の共同承認を得て、次のことを決定しました。

第一章

一般的な要件

第 1 条 この法律において、次の意味は次のとおりです。

1. 住宅・居住区は、スラム住宅・スラム居住区の育成、管理、住宅地域の管理、維持・修繕、質の向上・防止、土地の提供、資金・融資制度、役割からなる一体的な制度である。コミュニティのためにも。
2. 住宅とは、住みよい住宅を実現するための努力の結果として、インフラ、施設、および公共施設を備えた、都市部および農村部の集落の一部としての住宅の集合体です。
3. 居住地域とは、保護地域外の環境の一部であり、居住環境または居住環境として機能し、生計と生計を支える活動の場として機能する、都市部または農村部のいずれかの形をとります。
4. 住宅環境は、複数の居住単位からなる住宅地域の一部です。
5. セトルメントは、インフラストラクチャ、施設、公共施設を備え、都市部または農村部の他の機能をサポートする複数の住宅ユニットで構成される住宅環境の一部です。
6. 住宅および定住地域の実施は、計画、開発、利用、および管理活動であり、組織の開発、資金調達および資金調達システム、ならびに調整および統合されたコミュニティの役割を含みます。
7. 家は、住むのに適した場所、家族を養う手段、居住者の尊厳と価値の反映、所有者の資産として機能する建物です。
8. 商業住宅とは、営利目的で保有する住宅のことでです。
9. 自助住宅は、コミュニティのイニシアチブと努力に基づいて建てられた住宅です。
10. 公営住宅は、低所得者の住宅ニーズを満たすために組織された住宅です。
11. **特別な家**は、特別なニーズを満たすために組織された家です。
12. 国会議事堂は、国が所有する家屋であり、居住地または居住地として機能し、家族を養い、公務員および/または公務員の職務の遂行を支援する手段として機能します。
13. **スラム居住地とは**、建物の不規則性、建物密度の高さ、および要件を満たしていない建物や施設、インフラの品質により、**居住に適さない居住地**です。
14. スラム住宅とは、住居としての機能の質が低下した住宅のことでです。
15. **すぐに建設可能なエリア(以下、Kasiba と呼ぶ)**は、空間計画に従って大規模な住宅環境を建設するための物理的および一般的な**インフラストラクチャ、施設、ユーティリティが準備された土地**です。
16. **すぐに建てられる環境(以下、Lisiba と呼ぶ)**は、物理的および一般的なインフラストラクチャ、施設、ユーティリティが明確な区画境界で住宅開発のために準備され、**すぐに建てられるエリアの一部である土地の区画**です。詳細な空間計画に従って。
17. **成熟した土地区画**とは、土地の使用、管理、所有権、詳細な空間計画、建物および環境計画計画の要件に従って、**住宅用に準備された土地の区画**です。
18. 土地統合とは、環境の質を改善し、環境を維持するために、住宅および居住地の開発を目的として土地を提供するための地域空間計画に従って、土地の管理、所有、使用、および利用を再編成することです。コミュニティの積極的な参加による天然資源。

19. 資金調達とは、州の歳入および歳出予算、地域の歳入および歳出予算、およびまたは法律の規定に従って住宅および定住地の管理に費やされるその他の資金源から生じる財源の提供です。

20. 資金調達とは、公的資金、住宅貯蓄、またはその他の資金源に由来するかどうかにかかわらず、返済が必要なあらゆる領収書および/または住宅および居留地の運営のために受け取る支出です。

21. インフラストラクチャーとは、適切で、健康的で、安全で、快適な居住場所の必要性に関する特定の基準を満たす居住環境の基本的な物理的完全性です。

22. 施設とは、社会的、文化的、経済的生活の実施と発展を支援するために機能する居住環境内の施設です。

23. 公益事業は、住宅環境サービスのための設備をサポートしています。

24. 低所得コミュニティ（以下、MBR と呼びます）は、購買力が限られており、住宅を取得するために政府の支援が必要な人々です。

25. 誰もが個人または法人です。

26. 法人とは、インドネシア市民によって設立された法人であり、その活動は住宅および定住地の管理の分野にある。

27. 中央政府（以下、政府という）は、インドネシア共和国の 1945 年憲法で言及されているように、インドネシア共和国の統治権を保持するインドネシア共和国の大統領である。

28. 地方政府は、地方行政の要素として、知事、摂政/市長、および地方機構である。

29. 大臣は、住宅および居留地の政府事務を遂行する大臣です。

第二章

原則、目的、および範囲

第 2 条 住宅および定住地域は、以下に基づいて編成される。

- a. 幸福;
- b. 正義と公平。
- c. ナショナルリズム;
- d. 効率と便宜;
- e. 手頃な価格と利便性。
- f. 独立と団結。
- g. パートナースHIP;
- h. 調和とバランス;
- i. 凝集性;
- j. 健康;
- k. 持続可能性と持続可能性;と
- l. 安全、安心、秩序、秩序。

第 3 条 住宅および住宅地は、次の目的で編成されます。

- a. 住宅および定住地の管理に法的確実性を提供する。
- b. 特に MBR の利益のバランスを実現するために、空間レイアウトに従って居住環境と定住エリアの成長を通じて、エリアの配置と開発、および人口の比例配分をサポートします。

c. 都市部と農村部の両方で環境機能の保全を考慮しながら、住宅開発のための天然資源の利用可能性と収量を増やす。

d. 住宅および定住地開発部門の利害関係者に権限を与える。

e. 経済、社会、文化分野の開発を支援する。と

f. 健康的で、安全で、調和のとれた、整然とした、計画された、統合された持続可能な環境で、住みやすく手頃な価格の住宅を実現することを保証します。

第 4 条 住宅地と定住地の実施範囲は次のとおりである。

- a. コーチング;
- b. 義務と権限;
- c. 住宅管理;
- d. 住宅地の管理;
- e. 補修;
- f. スラム住宅とスラム集落の質の防止と改善。
- g. 土地の提供;
- h. 資金調達と資金調達;
- i. 権利と義務;と
- j. コミュニティの役割。

第三章 開発

第 5 条

(1) 国は、政府によって開発が行われる住宅地および定住地の管理に責任を負う。

(2) (1)項に規定のガイダンスは、以下によって実施される。

- a. 国家レベルの大臣;
- b. 州レベルの知事。と
- c. 県/市レベルの知事/市長。

第 6 条

(1) 第 5 条第 2 項で言及されているガイダンスには、以下が含まれます。

- a. 計画;
- b. 設定;
- c. コントロール;と
- d. 監督。

(2) 第 1 項に規定のガイダンスを実施するにあたり、大臣は、垂直方向と水平方向の両方で、分野横断的、地域横断的、利害関係者間の調整を行うものとする。

第 7 条

(1) 第 6 条 a で言及されている計画は、国家開発計画および地域開発計画の不可欠な部分である。

(2) 第 1 項に規定の計画は、政府および地方政府が共同体の役割を含めて実施するものとする。

(3) (2)項に規定の計画は、長期開発計画、中期開発計画、および年次計画に含まれ、規定されている国、州、または地区/市レベルで作成されるものとする。法令の規定に従います。

(4) 国家レベルでの計画は、州レベルでの住宅および定住地の実施計画を作成するためのガイドラインとなる。

(5) 州レベルでの計画は、郡/市レベルでの住宅および定住地の実施計画を準備するためのガイドラインとなる。第 8 条 第 6 条 b で言及されている取り決めには、以下が含まれる。

- a. 土地の提供;
- b. 発達;
- c. 利用;
- d. メンテナンス;と
- e. 資金調達と資金調達。

第 9 条

第 6 条 c 項で言及されている管理には、次の管理が含まれます。

- a. 家;
- b. 住宅地;
- c. 決済;
- d. 住宅環境;と
- e. 住宅街。

第 10 条 第 6 条 d で言及されている監督には、法律および規則の規定に基づく監視、評価、および是正が含まれます。

第 11 条 第 5 条で言及されている開発に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第四章 義務と権限

パート 1 全般的

第 12 条

- (1) 政府は、住宅および定住地の実施の開発を行う際に、義務と権限を有する。
- (2) (1)項に規定の任務と権限は、政府、州政府、および県/市政府が、それぞれの権限に従って実行するものとする。

第2節 仕事

1 項 政府

第 13 条 開発を行う政府は、次の任務を負う。

- a. 住宅および定住地域における国家政策と戦略を策定し規定する。
- b. 住宅および居住地域における技術工学の成果の利用および利用に関する国家政策を策定および規定する。
- c. Kasiba と Lisiba の供給に関する国家政策を策定し規定する。
- d. 住宅および定住地域における国家政策および戦略の実施を監督する。
- e. 住宅の提供と住宅地および住宅地の開発に関する国家政策の実施の運用と調整の機能を実行する。
- f. MBR のための住宅の実現を支援するための資金および/または開発費用を割り当てます。
- g. コミュニティ、特に MBR のための住宅と集落の提供を促進する。
- h. 国レベルでの政策と戦略の実施を促進する。
- i 住宅地と定住地の実施に関する研究開発を実施し、奨励する。
- j. 住宅および居留地の建設を組織する個人または機関に対して、認定、資格、分類、および専門知識の登録を行う。と
- k. 住宅および住宅地で教育と訓練を提供します。

2 項 州政府

第 14 条 開発を実施する州政府は、次の任務を負う。

- a. 国家政策を参照して、住宅および定住地域における省レベルの政策および戦略を策定および規定する。
- b. 国家政策を参照して、住宅および居住地域における技術工学の成果の利用および利用に関する州の政策を策定および規定する。
- c. 地区/都市全体で Kasiba と Lisiba を提供するためのポリシーを策定および規定する。
- d. 住宅および定住地域における州レベルでの国家政策および戦略の実施を監督する。
- e. 住宅、住居、入植地、住宅地域、および住宅地の提供に関する州の政策の実施を運用および調整する機能を実行します。
- f. 地区/都市全体の住宅および定住地の建設と開発のための計画を策定する;
- g. 州レベルでの住宅および定住地のインフラ、施設、および公益事業の管理を促進する。
- h. MBR のための住宅の実現を支援するための資金および/または開発費用を割り当てます。
- i コミュニティ、特に MBR のための住宅および定住エリアの提供を促進する。と
- j. 州レベルでの政策と戦略の実施を促進する。

パラグラフ 3 地区/市政府

第 15 条 開発を実施する県/市政府は、次の任務を負う。

- a. 国および州の政策と戦略を参考にして、住宅および定住地域の地区/市レベルで政策と戦略を策定し、実施する。
- b. 住宅および居住地域における技術工学の成果の利用および利用に関する国および州の戦略に基づいて、地域政策を策定および実施する。
- c. 地区/市レベルでの住宅および定住地の建設と開発の計画を策定する。
- d. 住宅、住宅、居住地、住宅地、および住宅地の提供における地区/市の政策の実施の運用化および調整の機能を実行します。
- e. 環境に優しい技術とデザインの使用、および健康に安全な国内資源と地元の知恵を優先する建材産業の使用を実施する。
- f. 地区/市レベルで、住宅および定住地域における法律および規制、政策、戦略、およびプログラムの実施を監督および管理する。
- g. 地区/市レベルで政策と戦略を実施する。
- h. 地区/市レベルで住宅および定住エリアを実施するための法律と規制、および政策と戦略を実施する。
- i. 住宅と集落の質の向上を実施する。
- j. 国家政策に基づいて、住宅および定住地域の実施における州の政策および戦略を実施する。
- k. 住宅および住宅地のインフラ、施設、公共施設の管理を行う。
- l. 地区/市レベルでの住宅および定住地域における国および州の政策および戦略の実施を監督する。
- m. MBR のための住宅の実現を支援するための資金および/または開発費用を割り当てます。
- n. コミュニティ、特に MBR のための住宅と集落の提供を促進する。
- o. Kasiba と Lisiba の位置を特定します。
- p. 自力で住宅建設を行う個人を支援します。

3 節

権限

1 項

政府

第 16 条 開発を実施する政府は、次の権限を有する。

- a. きちんとした、健康的で安全な住宅、住宅、集落、および住宅環境のための規範、基準、ガイドライン、および基準を策定および規定する。
- b. 住宅・居住地データベースの作成と提供。
- c. 住宅および住宅地に関する法律の起草と完成。
- d. 国レベルでの住宅および定住地域の利害関係者に権限を与える。
- e. 生活における法的保証と確実性と法的保護を実現する文脈で、住宅と定住地域の実施のための法律と規制、政策と戦略の調整、同期、社会化を実施する。
- f. 環境に優しい技術とデザインの使用、および国内の資源と地元の知恵を優先する建材産業の使用を調整する。
- g. 住宅および定住地域における法律の実施の監督と管理を調整する。
- h. 国レベルでの住宅および定住地域の実施に関する法律および規制ならびに政策および戦略を評価する。
- i. 住宅および定住地域における政策および戦略の実施を管理する。

- j. スラム住宅とスラム集落の質の向上を促進する。
- k. 住宅地と定住地の実施における国家政策と戦略を確立する。
- l. 住宅および住宅地のインフラ、施設、公共施設の管理を促進する。
- m. 住宅および居住地の管理において、政府と法人との間の国内的および国際的な協力を促進する。

2 項

州政府

第 17 条 開発を実施する州政府は、以下の権限を有する。

- a. 省レベルでの住宅地と定住地のデータベースの編集と提供。
- b. 州レベルでの住宅および定住地域に関する法律の起草と完成。
- c. 州レベルで住宅および定住地域の利害関係者に権限を与える。
- d. 生活における法的保証と確実性と法的保護を実現するという文脈で、州レベルでの住宅と定住地域の実施のための法律と規制、政策と戦略の調整、同期、社会化を実施する。
- e. 環境に優しい技術とデザインの使用、および国内の資源と地元の知恵を優先する建材産業の使用を調整する。
- f. 州レベルでの住宅および定住地域における法律および規制、政策、戦略、およびプログラムの実施の監督と管理を調整する。
- g. 州レベルでの住宅および定住エリアの実施に関する法律および規制、ならびに政策および戦略を評価する。
- h. 州レベルでのスラム住宅とスラム集落の質の向上を促進する。
- m. 州レベルでの MBR の住宅および入植地の建設のための土地の確保または提供を調整する。
- j. 国家政策を参照して、住宅および定住地域の実施における州の政策と戦略を確立する。
- k. 住宅および居住地の管理において、州政府と法人との間の州レベルでの協力を促進する。

3 項

県/市政府

第 18 条 開発を実施する県/市政府は、次の権限を有する。

- a. 県/市レベルでの住宅地と定住地のデータベースの編集と提供。
- b. DPRD とともに、地区/市レベルでの住宅および定住地域に関する法律の草案を作成し、完成させる。
- c. 県/市レベルで住宅および定住地域の利害関係者に権限を与える。
- d. 県/市レベルでの住宅および定住エリアの実施のための法律と規制、および政策と戦略の同期と社会化を実行します。
- e. MBR の住宅および居住地の建設のために土地を確保または提供する。
- f. 県/市レベルでの MBR の住宅開発のためのインフラと施設を提供する。
- g. 住宅および定住地域の管理において、地区/市政府と法人との間の地区/市レベルでの協力を促進する。
- h. 県/市レベルでスラム住宅およびスラム集落として住宅および集落の場所を決定する。
- i. 県/市レベルでのスラム住宅とスラム集落の質の向上を促進する。

第五章

住宅組織

1 節

全般的

第 19 条

(1) 住宅及び住宅の管理は、人々の福祉の向上と分配のための人間の基本的なニーズの一つである住宅のニーズを満たすために行われます。

(2) 第 1 項に規定の住宅および住宅の管理は、適切な住宅を占有し、享受し、および/または所有するすべての市民の権利を保証するために、政府、地方政府、および/またはすべての人によって実施されるものとする。健康で、安全で、安全な環境で、首尾一貫して整然としています。

第 20 条

(1) 第 19 条で言及されている住宅の実施には、以下が含まれる。

- a.住宅計画;
- b.住宅開発;
- c.住宅用;と
- d.ハウジングコントロール。

(2) (1) に規定の住宅には、家屋または住居に加えて、インフラストラクチャ、設備、公共施設が含まれます。

(3) (2)項に規定の住宅は、その種類と形状によって区別される。

第二部

家の種類と形

第 21 条

(1) 第 20 条第 3 項で言及されている住宅の種類は、次のような開発および占有の主体に基づいて区別されます。

- a.商業用住宅;
- b.公営住宅;
- c.自助家;
- d.特別な家;と
- e.カントリーハウス。

(2) (1) 項 a に規定の商業施設は、地域社会のニーズに応じて利益を得るために保有されている。

(3) (1) b 項に規定の公営住宅は、MBR の住宅需要を満たすために組織される。

(4) (1) c 項に規定のセルフヘルプ ハウスは、コミュニティのイニシアチブと努力により、個人またはグループで組織される。

(5) 第 1 項の d に規定する特別住宅は、特別なニーズのための住宅のニーズを満たすという文脈で組織される。

(6) (1) b 項に規定の公営住宅は、政府および/または地方政府から施設および/または支援を受けるものとする。

(7) パラグラフ (1) c に規定のセルフヘルプ ハウスは、政府および/または地方政府から支援および便宜を得ることができます。

(8) 第 1 項の d および e に規定の特別院および州院は、政府および/または地方政府によって提供される。

第 22 条

(1) 第 20 条第 3 項の住宅の形態は、建物間の関係又は附属によって区別される。

(2) (1)項に規定の住宅の形態には以下が含まれる。

- a.一軒家;
- b.長屋;と
- c.集合住宅

(3) 一戸建て及び長屋の床面積は、36 平方メートル以上の広さがあります。

3 節

住宅計画

パラグラフ 1

全般的

第 23 条

(1) 住まいのニーズに合わせた住まいづくりを行います。

(2) (1)項に規定の住宅計画は、以下のものから構成される。

- a.家の計画と設計;と
 - b.住宅インフラ、施設、公共施設の計画。
- (3) (2)項に規定の住宅計画は居住計画の一部である。

(4) パラグラフ (1) で言及されている住宅計画には、簡易住宅、中型住宅、および/または高級住宅が含まれます。

パラグラフ 2

家の計画と設計

第 24 条 住宅の計画と設計は、次の目的で行われます。住みやすい家を作る。 b.コミュニティと政府による住宅のニーズを満たすための取り組みを支援します。 c.建物のレイアウトと構造化された環境を改善します。

第 25 条 住宅の計画及び設計は、法律の規定に従い、住宅の計画及び設計の分野における専門知識を有する者が行う。

第 26 条

(1) 住宅の計画・設計の成果が基準を満たしていること。

(2) (1)項に規定の基準は政令で定める。

第 27 条 第 23 条、第 24 条、第 25 条、および第 26 条で言及されている住宅の計画および設計に関する詳細規定は、政令によって規定されるものとする。

3項

公共インフラ、施設、ユーティリティの計画

第 28 条

(1) 住宅インフラ、施設、公共施設の計画には以下が含まれます。

- a. 集落の一部として住宅用の土地区画を提供する計画。と
- b. 住宅インフラ、施設、公共施設の完全性に関する計画。

(2) (1) a 項に規定の土地区画提供計画は、インフラストラクチャー、施設、公益事業の計画の基礎として使用される。

(3) 土地区画提供計画は、建築・環境計画に基づき、土地の利用性及び利用性を向上させることを目的として、土地の利用性を向上させることを目的としています。

第 29 条

(1) 第 28 条で言及されているインフラストラクチャ、施設、および公益事業の計画は、基準を満たさなければなりません。

(2) (1)項に規定の基準に関するその他の規定は、政府規則で定める。

第 30 条

(1) **インフラ、施設、公共施設の計画**は誰もが実行できます。

(2) (1)項で言及されているすべての人は、法律の規定に従って、インフラストラクチャ、施設、公共施設の**計画に関する専門知識**を持っていなければなりません。

第 31 条 第 28 条、第 29 条、および第 30 条で言及されている公共インフラストラクチャ、施設、ユーティリティの計画に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

4 節

住宅開発

パラグラフ 1

通則

第 32 条

(1) 住宅開発には以下が含まれます。

- a. 住宅、インフラ、施設、公共施設の建設。および/または

b. 住宅の質の向上。

(2) 環境に配慮した技術やデザインを開発するとともに、健康に安全な国産資源や地域の知恵を優先した建材産業を進展させ、住宅開発を行います。

(3) (2)項に規定の建材産業は、**インドネシア国家基準に適合**しなければならない。

第 33 条

(1) 中央政府および地方政府は、**MBR** の住宅開発計画を提出する法人に対して、事業許可を取得するための便宜を提供する必要があります。

(2) (1)項に規定の事業許可の容易さに関する詳細規定は、政府規則で規定されるものとする。

第 34 条

(1) **住宅開発を行う法人は、バランスのとれた住宅を実現する義務を負う。**

(2) 法人が行う大規模な住宅開発は、バランスの取れた住宅を一気に実現する義務がある。

(3) 公営住宅のニーズを満たすことを完全に意図した住宅を建設する法人については、(1)項に規定の義務は除外される。

(4) (1)項に規定の住宅開発の場合、政府および/または地方政府は、バランスの取れた住宅を備えた住宅開発を奨励するために法人にインセンティブを提供することができる。

第 35 条

住宅バランスの取れた大規模住宅の開発には、シンプルな住宅、中型住宅、高級住宅が含まれます。

第 36 条

(1) 住宅のバランスのとれた住宅開発の場合、一(一)区間ではない、公営住宅の建設は、一(一)区/市域で行われなければならない。

(2) 単純な家屋が一戸建てや長屋の形で建てられない場合は、次のように変換できます。

a. 同じ範囲に建てられた公共のアパートの形。また

b. 公営住宅の建設のための資金の形態。

(3) **2項 b 項に規定の転換による資金の管理は、住宅行政促進機関 (badan percepatan penyelenggaraan perumahan)**が行う。

(4) 一戸建てや長屋などの簡易住宅が建てられない場合は、公営住宅に転用することができます。

(5) (1) に規定の公営住宅の建設は、サービス センターまたは職場へのアクセスを備えていなければならない。

(6) (1)項に規定のバランスのとれた住宅を有する住宅の建設は、同じ法人によって行われるものとする。

(7) バランスの取れた占有率を持つ住宅の開発に関するその他の規定は、政府規則で規定されるものとする。

第 37 条 第 34 条、第 35 条、および第 36 条で言及されている大規模な住宅およびバランスの取れた占有率の基準に関するその他の規定は、省令で規定されています。

パラグラフ 2

家の建設

第 38 条

- (1) 住宅建設には、一戸建て住宅、長屋、および/またはフラットの建設が含まれます。
- (2) (1)項に規定の住宅建設は、各地域の類型学、生態学、文化、経済力学に基づき、安全と安心の要素を考慮して開発される。
- (3) (1)項に規定の住宅の建設は、いかなる者、政府、および/または地方政府も行うことができる。
- (4) 住宅および住宅の建設は、地域の空間計画に従って実施されなければならない。

第 39 条

- (1) 政府および/または地方政府は、**公営住宅、特別住宅、州議事堂の建設に責任**を負います。
- (2) 第 1 項に規定の特別住宅および国営住宅の建設は、州の歳入および歳出予算および/または地方の歳入および歳出予算によって資金調達されるものとする。
- (3) 第 2 項に規定の特別住宅および国営住宅は、法律および規則の規定に従って管理される国または地方の財産となる。

第 40 条

- (1) 第 39 条第 1 項に規定の責任を遂行するにあたり、政府および/または地方政府は、法律および法律の規定に従って、**住宅および集落の開発を取り扱う機関または機関を指定および/または設立するものとする**。規則。
- (2) (1)項に規定の機関または機関は、次の責任を負う。
 - a. 住宅用の土地を提供する。と
 - b. 許可プロセスを調整し、住宅の実現可能性を確保します。

第 41 条

- (1) 国有住宅の建設は、国有住宅の提供、占有、管理、地位及び権利の移転の秩序を実現するために行われる。
- (2) 官邸の建設は、建物の種類と等級及び権利状況が明らかな土地の公務員の階級と等級に基づいて行われる。
- (3) (1)項に規定の国家が所有する住宅の開発、提供、占有、管理、および地位と権利の移転に関する詳細な規定は、政令によって規定されるものとする。

第 42 条

- (1) まだ建設中の一戸建て住宅、長屋、および/またはフラットは、法律の規定に従って、予備売買契約のシステムを通じて販売される場合があります。
- (2) (1)項に規定の仮売買契約は、以下の確実性要件を満たした後に実施される。
 - a. 土地所有状況;
 - b. 合意されたこと。
 - c. 建物の承認;
 - d. インフラストラクチャ、施設、および公益事業の可用性。と

e. 住宅建設は少なくとも 20% (20%)。

- (3) 第(1)項に規定の仮売買契約制度および第(2)項 e に規定の住宅建設に関する規定は、政令で定める。

第 43 条

- (1) 一戸建て住宅、長屋、および/またはフラットの建設は、以下の土地で行うことができます。
 - a. 所有権;
 - b. 国有地と管理権の両方での建物使用权。また
 - c. 国有地の使用权。
- (2) (1)項に規定の住宅所有は、クレジットまたは住宅所有融資によって促進される場合がある。
- (3) (2)項に規定の抵当または抵当貸付は、抵当権を行使することができる。
- (4) ローンまたは一般的な住宅融資は、抵当権を伴う必要はありません。

第 44 条

- (1) 一戸建て住宅、長屋、アパート、アパートの建設は、ローンの返済または融資として債務保証の対象となる場合があります。
- (2) 第 1 項に規定の融資または融資の返済は、一戸建て住宅、長屋、アパートの建設資金を調達するために行われる。

第 45 条

一戸建て住宅、長屋、および/またはアパートの建設を行う法人は、以下の要件を満たす前に、**購入者から 80% (80%) を超える資金を引き渡したり、引き出したりすることはできません**。第 42 条 (2) で意味するところは。

第 46 条

集合住宅に関する規定は、法律で別途規定されています。

パラグラフ 3

公共インフラ、施設、ユーティリティの建設

第 47 条

- (1) 住宅インフラ、施設、および公益事業の建設は、政府、地方政府、および/または任意の者によって実施されるものとする。
- (2) インフラ、施設、公共施設の建設は、計画、設計、および許可に従って行われなければなりません。
- (3) 住宅インフラ、施設、公共施設の建設は、次の要件を満たさなければなりません。
 - a. サービス容量と家屋数のマッチング。
 - b. インフラ、施設、公共施設と住宅環境との統合。と
 - c. インフラストラクチャ、施設、および公共事業の開発のための技術規定。

(4) 全員が完成させた公共のインフラストラクチャ、施設、ユーティリティは、法律の規定に従って地区/市政府に提出する必要があります。

第5節

住宅の活用

パラグラフ 1

全般的

第 48 条

- (1) 住居機能としての住宅利用。
- (2) 住宅環境における第(1)項に規定の住宅の使用には、以下が含まれる。
 - a. 家庭用;
 - b. 住宅インフラと施設の利用;
 - c. 法令の規定に従い、家屋、住宅、住宅インフラ、施設の保存。

パラグラフ 2

家庭用

第 49 条

- (1) 住居の使用は、住居の機能を危険にさらしたり妨げたりすることなく、限られた方法で事業活動として使用することができます。
- (2) 居住機能以外の住宅の使用は、住宅の維持及び居住環境を確保するものでなければならない。
- (3) (1)項に規定の住居の使用に関する規定は、地方条例によって規定される。

パラグラフ 3

占有率

第 50 条

- (1) 誰もが住む権利、または家に住む権利を有する。
- (2) (1)項に規定の住居に居住する権利は、次の形態をとることができる。
 - a. 所有権; また
 - b. リースの有無。
- (3) 第 2 項 b に規定の賃貸および非賃貸による占有の手続きに関する詳細規定は、政令により規定されるものとする。

第 51 条

- (1) 州議会議事堂の占有は、公務員およびまたは公務員の職務の遂行を支援するための住居または住居として指定されています。
- (2) 第 1 項に規定の州議会議事堂は、関係者が公務を遂行している間のみ居住することができます。

(3) 州議事堂の占有に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第 52 条

- (1) 外国人は、借地権又は用益権により住宅に居住又は占有することができる。
- (2) 外国人が第 1 項に規定する賃貸権又は用益権により住宅に居住し又は占有することができることに
関する規定は、法令の規定に従って実施される。

6 節

住宅管理

第 53 条

- (1) ハウジングコントロールは、
 - a. 計画;
 - b. 発達;
 - c. 利用。
- (2) (1)項に規定の住宅管理は、中央政府およびまたは地方政府が、中央政府が定めた規範、基準、手続き、および基準に従って、次の形式で実施するものとする。
 - a. ビジネスライセンスまたは承認;
 - b. コントロール; およびまたは
 - c. 配置。
- (3) (1) 項および (2) 項に規定の住宅管理に関するその他の規定は、政令で定める。

第 54 条

- (1) 政府は MBR の住宅需要を満たす義務がある。
- (2) 第 1 項に規定の MBR の住宅需要を満たすために、政府およびまたは地方政府は、段階的かつ持続可能な住宅開発計画プログラムを通じて、住宅の建設および取得のための施設を提供する必要がある。
- (3) (2) で言及されている MBR のための住宅の建設および取得のための施設およびまたは支援は、次の形式をとることができます。
 - a. 住宅取得補助金
 - b. 自助の家庭刺激剤;
 - c. 課税分野の法律の規定に基づく税制上の優遇措置;
 - d. ライセンス;
 - e. 保険と保証;
 - f. 土地の提供;
 - g. 土地認証; およびまたは
 - h. インフラ、施設、公共事業。
- (4) パラグラフ (3) の a で言及されている施設の提供は、MBR のための住宅の取得のための信用契約または資金調達証書に記載されています。

(5) 第 2 項および第 3 項に規定の MBR の基準および MBR の住宅取得の容易さに関する要件は、省令で定める。

第 55 条

(1) 中央政府または地方政府が提供する施設を備えた公共住宅を所有する個人は、次の場合に限り、住宅の賃貸および/または所有権の譲渡を行うことができます。

a. 継承; また

b. 少なくとも 5 年間の使用後の占有。

(2) (1) b 項に規定の所有権の移転の場合、移転は、中央政府または地方政府が住宅および定住部門で指定または設立した機関によって行われなければならない。

(3) 所有者が契約に基づく義務を履行せずに最大 1 年間継続して家を離れた場合、中央政府または地方政府は、家の所有権を引き継ぐ権限を与えられます。

(4) 第 2 項に規定の中央政府または地方政府に引き継がれた住宅は、MBR に再分配されなければならない。

(5) 機関、施設、および/または MBR 住宅の建設および取得のための支援の任命および設立に関するさらなる規定は、大統領令で規定されています。

第六章

決済エリアの実装

1 節

全般的

第 56 条

(1) 住宅地の整備は、空間計画に基づき、計画的、総合的、総合的かつ持続的な生活及び生活を支える居住環境及び活動の場として機能する地域を実現するために実施する。

(2) (1)項に規定の定住地の実施は、市民が健康で安全、調和のとれた整然とした環境で生活するためのまともな場所に対する権利を実現し、生活の確実性を保証することを目的としている。

第 57 条 第 56 条に規定されている定住地の実施には、都市および農村地域における居住環境および生計と生計を支援するための活動の場が含まれます。

第 58 条

(1) 第 57 条で言及されている定住地域の実施は、統合された持続可能な住宅地域の開発に関する指示に従って実施されなければならない。

(2) (1)項に規定の住宅地開発の方向性には以下が含まれる。

a. 保護区域外の環境の一部としての機能区域間の関係。

b. 都市の居住環境と農村の居住環境との結合。

c. 都市居住環境の整備と市街地の発展との連携

d. 農村居住環境の開発と農村地域の開発との関連。

e. 人間の生活と環境の調和。

f. 公共の利益とすべての人の利益のバランス。と

g. 住宅地の開発を調整する機関。

(3) 第(1)項に規定の定住地の実施は、以下を通じて実施される。

a. 既存の開発;

b. 新しい開発; また

c. 再構築。

(4) (2)項に規定の住宅地開発の方向性に関するその他の規定は、政令により規定される。

第 59 条

(1) 第 57 条に規定する都市居住環境の実現は、次の方法で実施される。

a. 都市居住環境の開発;

b. 新しい都市住宅街の建設; また

c. 都市再開発。

(2) (1) a 項に規定の都市住宅開発の実施には以下が含まれる。

a. 都市の機能と役割を考慮し、都市居住環境のポテンシャルを効率化する。

b. 都市住宅環境サービスの改善;

c. 都市の住宅環境におけるインフラ、施設、公共施設の統合を促進する。

d. 制限され、開発が奨励されている都市居住環境の部分の決定;

e. スラム住宅とスラム居住地の成長の防止; と

f. 無計画で不規則な居住環境の成長と発展の防止。

(3) (1) b 項に規定の新しい都市居住環境の建設の実施には以下が含まれる。

a. 居住地の提供;

b. 居住地のためのインフラ、施設、および公益事業の提供。と

c. 政府サービス、社会サービス、および経済活動のための場所の提供。

第 60 条

(1) 政府および地方政府は、それぞれの権限に従い、第 59 条に規定する都市居住環境の開発、新しい都市居住地域の建設、および都市居住地域の再構築を実施する責任を負う。

(2) 第 1 項の都市住宅開発、都市住宅環境の新設及び都市住宅環境の再構築の実施は、地方公共団体が行う。

(3) (2)項に規定の地方政府は、法人を設立または任命することができる。

(4) 法人の設立又は任命は、知事・市長がその権限に応じて決定する。

(5) 特に DKI ジャカルタ地域では、法人の設立または任命は州知事によって決定される。

第 61 条

(1) 第 57 条に規定の農村居住環境の実施は、以下を通じて実施される。

a. 農村居住環境の開発;

b. 新しい農村住宅街の開発。また

c. 田舎の住宅街の再開発。

- (2) (1) a 項に規定の農村居住環境の開発の実施には、以下が含まれる。
- a.農村地域の機能と役割を考慮に入れることにより、農村居住環境の潜在能力の効率を高める。
 - b.農村居住環境サービスの改善。
 - c.地方の住宅環境におけるインフラ、施設、公共施設の統合を促進する。
 - d.制限され、開発が奨励されている農村居住環境の部分の決定；
 - e.自然の持続可能性と農村資源の可能性を高める。と
 - f.都会と田舎の格差を縮めます。

(3) (1) b 項に規定の新しい田園住宅環境の建設の実施には以下が含まれる。

- a.居住地の提供；
- b.居住地のためのインフラ、施設、および公益事業の提供。と
- c.政府サービス、社会サービス、および経済活動のための場所の提供。

第 62 条

(1) 第 59 条第 1 項 c に規定する都市居住環境の再開発及び第 61 条第 1 項 c に規定する農村居住環境の再開発は、都市の機能を回復することを目的とする。都会と田舎の住宅環境。

(2) 再開発は以下によって行われる。

- a.リハビリテーション；
- b.再建；また
- c.若返り。

(3) (2) に規定の再開発は、法律および規則に従って、居住者が同じ場所に再定住することを引き続き保護します。

第 63 条 第 56 条第 1 項に規定の定住地の実施は、次の段階を経て実施される。

- a.計画；
- b.発達；
- c.利用；と
- d.コントロール。

第二部

住宅地計画

第 64 条

- (1) 居住地計画は、地域空間計画に従って実施されなければならない。
- (2) 宅地計画は、居住地開発におけるすべての利害関係者の指針となる宅地計画文書を作成することを目的としています。
- (3) (2) で言及されているガイドラインは、居住環境のニーズを満たすために使用され、短期、中期、および長期の活動を支援するために使用されます。
- (4) 第 1 項に規定の定住地の計画は、政府、地方政府、およびすべての人が行うことができる。
- (5) (2)項に規定の住宅地計画書は、県知事・市長が定める。
- (6) 住宅地の計画には、以下を含める必要があります。

- a.都市または地方の資源の増加。
- b.災害軽減；と
- c.インフラ、施設、公共施設の提供または改善。

第 65 条 居住地域の計画は、都市および農村の居住環境の計画と、不可欠な部分である都市および農村の支援活動の計画から構成される。

第 66 条

(1) 第 65 条に規定の都市住宅環境計画は、以下を通じて実施される。

- a.都市住宅開発計画；
- b.新しい都市居住環境の開発計画。また
- c.都市住宅再開発計画。

(2) (1) a 項に規定の都市住宅開発計画には以下が含まれる。

- a.都市部の機能と役割を考慮し、都市居住環境のポテンシャルを効率化するための計画を作成する。
- b.都市住宅環境サービスを改善するための計画の準備；
- c.都市住宅環境におけるインフラ、施設、公共施設の統合を改善するための計画の準備。
- d.スラム住宅とスラム集落の拡大を防ぐための計画の準備。と
- e.無計画で不規則な居住環境の成長と発展を防ぐための計画の準備。

(3) (1) b 項に規定の新しい都市居住環境の開発計画には、以下が含まれる。

- a.居住地の提供のための計画の準備；
- b.居住地のためのインフラ、施設、公益事業を提供するための計画の準備。と
- c.政府サービス、社会サービス、および経済活動のための配置計画の準備。

(4) パラグラフ (3) に規定の新しい都市居住環境の開発計画には、Kasiba を含む新しい大規模居住環境の計画と、公共インフラ、施設を備えた新しい非大規模居住環境の計画が含まれます。およびユーティリティ。

(5) (3)項に規定の新しい都市居住環境の開発計画は、住宅の法人によって提案される可能性のある新しい居住環境の建設のための場所の決定に先行するものとする。および決済セクターまたは地方政府。

(6) 第 5 項に規定の新しい居住環境の建設の場所は、県知事/市長の決定によって決定される。

(7) 第 5 項に規定の新しい居住環境の建設の場所の決定は、実現可能性調査の結果に基づいて行われる。

- a.都市または農村開発計画；
- b.土地提供計画；と
- c.交通と環境への影響の分析

第 67 条

(1) 第 65 条で言及されている農村居住環境の計画は、以下を通じて実施される。

- a.農村居住環境の開発；
- b.新しい農村住宅街の開発。また
- c.田舎の住宅街の再開発。

(2) (1) a 項に規定の農村居住環境の開発計画には、以下が含まれる。

- a.農村地域の機能と役割を考慮して、農村居住環境の可能性を効率化するための計画の準備。
 - b.農村居住環境サービスを改善するための計画の準備;
 - c.地方の住宅環境におけるインフラ、施設、公共施設の統合を改善するための計画の準備。
 - d.制限され、開発が奨励される農村居住環境の部分を決断するための計画の準備;と
 - e.自然の持続可能性と農村資源の可能性を高めるための計画の準備。
- (3) (1) b 項に規定の新しい農村居住環境の開発計画には、以下が含まれる。
- a.居住地の提供のための計画の準備;
 - b.居住地のためのインフラ、施設、公益事業を提供するための計画の準備。と
 - c.政府サービス、社会サービス、および経済活動のための場所を提供するための計画の準備。

第 68 条

- (1) 第 66 条第 1 項ハの都市居住環境再生計画及び第 67 条第 1 項ハの都市居住環境再生計画は、都市機能の回復を目的とするものである。そして田舎の住宅環境も。
- (2) 再開発計画は、次の者が行う。
- a.リハビリ計画の準備;
 - b.再建計画の準備;また
 - c.若返り計画の準備。

第 69 条

- (1) 第 65 条で言及されている都市および農村の支援活動の計画には、政府サービス、社会サービス、経済活動、および公共インフラ、施設、ユーティリティの計画が含まれます。
- (2) (1)項に規定の活動を支援するための場所の計画は、法律の規定に従って実施される。

第 70 条 地方政府は、それぞれの権限に従い、都市および農村の居住環境の開発、都市および農村の新しい居住地区の建設、および都市および農村の居住環境の再建を計画する責任を負う。第 3 部 住宅地の開発 第 71 条

- (1) 居住地域の開発は、居住環境の開発および支援活動に関する計画および許可に従わなければならない。
- (2) (1)項に規定の住宅地の開発は、政府、地方政府、および/または法人によって実施される。

第 72 条 住宅地の開発は、都市と農村の住宅地の開発と、都市と農村の支援活動の建設から構成される。第 73 条

- (1) 第 72 条で言及されている都市および農村の居住環境の開発は、以下を通じて実施されるものとする。
- a.居住環境整備の実施
 - b.新しい居住環境の構築の実施;また
 - c.住宅再開発の実施。
- (2) (1) b 項に規定の新しい居住環境の建設の実施には、以下が含まれる。
- a.集落開発;
 - b.居住地のためのインフラ、施設、公共施設の建設。と

- c.政府サービスおよび社会サービスのための場所の建設。

第 74 条

- (1) 第 72 条で言及されている都市および農村の支援活動の構築には、政府サービス、社会サービス、経済活動、および公共インフラ、施設、ユーティリティの開発が含まれます。
- (2) (1)項に規定の支援活動の構築は、法律の規定に従って実施されるものとする。

第 75 条

地方公共団体は、その権限に応じて、住宅街の開発、新しい住宅街の建設及び住宅街の再建を実施する責任を負う。

4 節

住宅地の活用

第76条

- 住宅地の利用は、次の目的のために行う。
- a.地域の空間計画で規定されているように、定住地がその機能に従っていることを確認する。と
 - b.住宅地計画に合わせた空間構成を実現。

第 77 条

第 76 条に規定する定住地の利用は、都市および農村の居住環境の利用ならびに都市および農村の支援活動の利用からなる。

第 78 条

- (1) 第 77 条に規定する都市および農村の居住環境の利用は、以下を通じて行われる。
- a.居住環境整備の成果の活用
 - b.新しい居住環境の構築の成果の活用。また
 - c.住宅環境の再開発の成果の活用。
- (2) (1)項に規定の都市および農村住宅開発の成果の利用には、以下が含まれる。
- a.住居;
 - b.居住地のインフラ、施設、公益事業。と
 - c.政府サービス、社会サービス、および経済活動の場所。

第 79 条

- (1) 第 77 条で言及されている都市および農村の支援活動の利用には、政府サービス、社会サービス、経済活動、および公共インフラ、施設、ユーティリティの利用が含まれます。
- (2) (1)項に規定の支援活動の利用は、法律の規定に従って実施されるものとする。

第80条 地方公共団体は、その権限に基づき、都市又は農村における居住環境の整備、新たな居住環境の構築及び居住環境の再構築の成果を活用する責任を負う。

第5節

住宅地管理

1 項

全般的

第 81 条

- (1) 国及び地方公共団体は、それぞれの権限に従い、居住地域の行政管理を実施する責任を負う。
- (2) (1)項に規定の住宅地の管理は、以下のために実施される。
 - a.居住地域計画に従って居住地の開発と居住地の利用を確実に実施する。
 - b.スラム住宅とスラム集落の成長と発展を防ぐ。と
 - c.無計画で不規則な居住環境の成長と発展を防ぎます。

第 82 条

- (1) 第 81 条第 1 項に規定の居住地域の管理における管理は、次の段階で実施される。
 - a.計画;
 - b.発達;と
 - c.利用。
- (2) 住宅地の管理は、都市部の住宅地と地方の住宅地で行われます。
- (3) 都市居住環境の実施の管理は、以下について行われる。
 - a.都市開発;また
 - b.新しい街。
- (4) 農村の経済的、社会的、文化的成長の中心としての農村開発において、農村居住環境の実施の管理が行われる。

パラグラフ 2

住宅地計画の管理

第 83 条

- (1) 計画段階での管理は、以下によって実行されます。
 - a.最低限のサービス基準に従って、インフラ、施設、公共施設の提供計画を監督する。と
 - b.住宅地と活動を支援する場所のゾーニング境界を提供します。
- (2) 居住地域の計画の管理は、地域空間計画に従って地方政府によって行われる。

パラグラフ 3

住宅地開発の管理

第 84 条

- (1) 開発段階における管理は、住宅地における開発の実施を監督することによって行われます。
- (2) 住宅地の品質を維持するための管理を行っています。
- (3) (1)項に規定の開発の実施を監督することによって行われる開発段階の管理は、監視、評価、および報告活動からなる。
- (4) パラグラフ (3) で言及されているモニタリングとは、直接的、間接的、および/またはコミュニティ レポートを通じて、住宅地の実施を観察する活動です。
- (5) (3)項に規定の評価とは、定住地の実施の達成度を測定可能かつ客観的な方法で評価する活動である。
- (6) (3)項に規定の報告は、評価結果を提出する活動である。
- (7) 住宅地の実施を監督するための手順に関する詳細な規定は、政府規則によって規定されるものとする。

パラグラフ 4

住宅地の利用抑制

第 85 条

- (1) 利用段階での管理は、
 - a.インセンティブの付与;
 - b.阻害要因の賦課;と
 - c.制裁の賦課。
- (2) (1) a で言及されているインセンティブの提供は、次の形式で行われます。
 - a.課税分野の法律の規定に基づく税制上の優遇措置;
 - b.補償;
 - c.相互補助金;
 - d.インフラ、施設、公共施設の開発と調達。および/または
 - e.ライセンス手続きの容易さ。
- (3) (1) の文字 b で言及されているように、次の形式でのインセンティブの賦課:
 - a.地方税の賦課;
 - b.インフラ、施設、公共施設の提供に関する制限。
 - c.補償の賦課;および/または
 - d.この法律に基づく制裁の賦課。
- (4) **インセンティブの提供**および**インセンティブの賦課**は、次の方法で実行できます。
 - a.政府から地方政府へ。
 - b.地方自治体から他の地方自治体へ。
 - c.政府および/または地方政府から法人へ。また
 - d.コミュニティへの政府および/または地方政府。
- (5) インセンティブの提供、インセンティブの賦課、および制裁の賦課の形式および手順に関する詳細な規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第 7 章

補修

1 節 通則

第 86 条

- (1) 維持修繕とは、住宅・居住地の機能を適切かつ持続的に維持し、個人の生活の質の向上に資することを目的とするものです。
- (2) (1)項に規定のメンテナンスと修理は、住宅、集落、住宅地域、住宅地域の住宅、インフラストラクチャ、施設、公共施設に対して実施されるものとする。
- (3) 第 1 項に規定の保守および修理は、政府、地方政府、および/または全員が実施するものとする。

第 87 条

政府および/または地方政府は、住宅、居留地、住宅街、および住宅地域のインフラストラクチャ、施設、公共施設の維持および修理に責任を負います。パート 2 メンテナンス

第 88 条

- (1) 住宅やインフラ、施設、公共施設の維持管理は、定期的な保守点検によって行われます。
- (2) (1)項に規定の住宅の維持管理は、全員が実施しなければならない。

第 89 条

- (1) 住宅や居留地のインフラ、施設、公共施設の維持管理は、地方政府および/またはすべての人によって行われなければならない。
- (2) 居住環境のための公共施設およびユーティリティの維持管理は、政府、地方自治体、および/または法人によって行われなければならない。
- (3) 住宅地のインフラの維持管理は、政府、地方政府、および/または法人によって実施されなければならない。

第 90 条 第 88 条および第 89 条で言及されているメンテナンスに関するその他の規定は、政令によって規定されるものとする。

3 節 修理

第 91 条 住宅及びインフラ、施設又は公益事業の修理は、復旧又は復旧により行う。

第 92 条

- (1) 家づくりはみんなでやる。
- (2) 住宅および居留地のためのインフラ、施設、および公益事業の修理は、地方政府および/またはすべての人によって実施されなければならない。

(3) 住宅地の公共施設やユーティリティの修理は、政府、地方自治体、および/またはすべての人によって行われなければならない。

(4) 住宅地のインフラの修復は、政府、地方政府、および/または法人によって実施されなければならない。

第 93 条

第 91 条および第 92 条で言及されている修理に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第八章

スラム住宅とスラム居住地の品質の防止と改善

1 節

一般的

第 94 条

- (1) 住民コミュニティの生活の質と生計を改善するためのスラム住宅とスラム居住地の質の防止と改善は、新しいスラム住宅とスラム居住地の成長と開発を防ぎ、維持するために行われます。住宅と集落の質と機能を向上させます。
- (2) (1) に規定のスラム住宅およびスラム集落の質の防止および改善は、すべての市民が占有し、享受し、および/または所有する権利を保証する定住の確実性の原則に基づいて行われる。法律の規定に従って住む場所。
- (3) (1) に規定のスラム住宅およびスラム集落の質の防止および改善は、政府、地方政府、および/またはすべての人によって実施されなければならない。

第2節

防止

第 95 条

- (1) スラム住宅と新しいスラム集落の成長と開発の防止には、以下が含まれます。
- a. 建物の不規則性と高密度。
 - b. 不完全なインフラ、施設、公共施設。
 - c. 住宅、住居、集落、インフラ、施設、公共施設の質の低下。
 - d. 地域の空間計画に従わない住宅、住宅、集落の建設。
- (2) 第(1)項に規定の予防は、以下を通じて実施される。
- a. 監督と管理と
 - b. コミュニティのエンパワーメント。
- (3) 第 2 項 a 号に定める監督管理は、法令の規定に従い、定期的な検査を通じて、ライセンス、技術基準、および適切な機能に適合していることについて行われなければならない。

(4) パラグラフ (2) の b で言及されているコミュニティのエンパワーメントは、支援および情報サービスを通じて、住宅および定住地域の利害関係者に対して実施されます。

(5) 第 1 項に規定の予防は、政府、地方政府、および/またはすべての人によって実施されなければならない。

(6) 第 1 項に規定のスラム住宅および新しいスラム集落の成長および開発の防止に関する規定は、政府規則によって規定されるものとする。

3 節 品質向上

1 項 全般的

第 96 条 スラム住宅およびスラム居留地の質を向上させるために、政府および/または地方自治体は、人道的、文化的、公正かつ経済的な政策、戦略、および取り扱いのパターンを確立するものとする。

第 97 条

(1) 第 96 条に規定されているスラム住宅およびスラム居住地の質の向上は、以下の処理パターンによるスラム住宅およびスラム居住地の位置の決定に先行する。

- a. 復元;
- b. 若返り; また
- c. 再定住。

(2) 第 1 項に規定のスラム住宅およびスラム集落の取り扱いパターンは、住宅および集落の品質レベルを維持するための管理を通じて継続されなければならない。

パラグラフ 2 位置決定

第 98 条

(1) 住居およびスラム集落の位置の決定は、次の要件を満たさなければならない。

- a. 国の空間配置計画、州の空間配置計画、および県/市の空間配置計画に準拠する。
- b. 建物および環境計画への適合。
- c. 要件を満たし、居住者を危険にさらさないインフラストラクチャ、施設、公共施設の状態と品質。
- d. 建物の規則性と密度のレベル。
- e. 建物の品質; と
- f. 地域社会の社会経済的状況。

(2) スラム住宅およびスラム集落の位置の決定は、地域政府がコミュニティの役割を関与させて実施するデータ収集プロセスによって先行されなければならない。

(3) (2)項に規定の場所の決定に関する追加規定は、地方政府が地方条例により実施するものとする。

パラグラフ 3 復元

第 99 条 第 97 条第 1 項 a 号に規定の修復は、住宅および集落を居住可能な住宅および集落に修理および/または再建するために行われる。

パラグラフ 4 若返り

第 100 条

(1) 第 97 条第 1 項ロの再生は、住民及び周辺地域の安全・安心を守るため、住宅、住居、集落及び居住環境の良好な状態を実現するために実施する。

(2) (1)項に規定の再生は、まず影響を受けるコミュニティに住む場所を提供することによって実施されなければならない。

(3) 住宅、住居、再開発された集落の質は、以前の状態よりも優れている必要があります。

(4) (2)項および(3)項に規定の再生は、政府および地方政府がそれぞれの権限に従い、共同体の役割を関与させて実施する。

パラグラフ 5 再定住

第 101 条

(1) 第 97 条第 1 項 c 号に定める再定住は、居住者および地域社会の安全とセキュリティを保護するために、より良い住宅、住宅および定住条件を実現するために実施されます。

(2) パラグラフ (1) に規定の再定住は、空間計画に従っていない、および/または災害が発生しやすく、危険をもたらす可能性があるため、再建が不可能な場所から影響を受けたコミュニティを移転することによって実施されます。商品や人に。

第 102 条

(1) 第 101 条で言及されている再定住は、政府、州政府、および/または県/市政府によって実施されなければならない。

(2) 移転地として決定する場所は、地方自治体がコミュニティを巻き込んで決定する。

パラグラフ 6 管理

第 103 条

(1) 住宅・居住地の品質を持続的に維持・維持するための管理を行う。

(2) (1)項に規定の管理は、共同体が独自に行う。

(3) 第 2 項に規定のコミュニティによる管理は、地方自治体が容易にすることができる。

4 節

その他の設定

第 104 条 スラム住宅およびスラム集落の場所の決定、修復、再生、再定住、および品質改善の管理に関する要件および手順に関する詳細規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第 9 章

土地の規定

第 105 条

- (1) 政府および地方政府は、それぞれの権限に従って、住宅および定住地の建設のための土地の利用可能性について責任を負います。
- (2) 地域空間計画の規定を含め、(1)項に規定の土地の利用可能性は、地域政府の責任である。

第 106 条 住宅、住宅、居住地を建設するための土地の提供は、次の方法で行うことができる。

- a. 国が直接管理する土地に土地の権利を付与する。
- b. 土地所有者による土地整理。
- c. 土地所有者による土地の権利の譲渡または放棄。
- d. 法規の規定に基づく国有地または地方所有地の利用および譲渡。
- e. 国有地、旧放棄地の利用。および/または
- f. 法律の規定に従い、公共の利益のための開発のための土地取得。

第 107 条

- (1) 第 106 条 a 号に規定する国が直接管理する土地であって、家屋、住居、居住地の建設に使用されるものは、土地の建設を請け負うすべての人に土地の権利を付与することによって提出される。家屋、住居、居住地。
- (2) (1)項に規定の土地使用権の付与は、場所の決定または空間利用活動の適否の承認に基づく。
- (3) 第 1 項による国が直接管理する土地が共同体によって耕作された場合、土地の権利は、土地の権利の申請者である住宅および集落の建設関係者が補償を完了した後に付与される。合意に基づくすべての地域の耕作地。
- (4) (3)項に規定の補償に関する合意がない場合、和解は法律の規定に従って実施される。

第 108 条

- (1) 第 106 条 b 項に規定の土地整理は、土地所有者に属する土地および/またはコミュニティによって耕作された国有地で実施することができる。
- (2) (1)項に規定の土地整理は、以下の合意に基づいて行われる。
 - a. 土地の権利者間。
 - b. 国有地の耕作者の間;また
 - c. 国有地の耕作者と土地の権利所有者の間。

(3) 土地の統合は、統合しようとする土地の総面積の 60%(60%)以上を占める土地所有者の 60%以上の同意があれば行うことができます。

(4) (3) で言及されている少なくとも 60%の同意は、アクセシビリティを取得するコミュニティの権利を 40%減少させない。

第 109 条

- (1) 第 106 条の b に規定されている土地の統合は、戸建住宅、長屋、または集合住宅の建設のために行うことができます。
- (2) 土地整理の場所は、県知事・市長が定める。
- (3) 特にジャカルタ特別首都圏の州については、土地整理の場所の決定は知事によって決定される。
- (4) (2)項及び(3)項に規定のとおり決定された土地整理の場所は、空間利用活動の適性についての承認を必要としない。

第 110 条 政府は、団地に建設する公営住宅及び自助住宅の建設において、次の形態の施設を提供する義務を負う。

- a. 土地の権利証明;
- b. 位置決定;
- c. 統合設計;と
- d. インフラ、施設、公共施設の開発。

第 111 条

- (1) 併合による土地所有者証書は、土地建物権の取得に関する関税の対象外となります。
- (2) 併合による国有地の耕作者の認定には、土地建物権の取得手数料がかかる。

第 112 条

- (1) 法人との連携による土地整理が可能です。
- (2) (1)項に規定の協力は、国有地の耕作者および/または土地の権利所有者と法人との間の書面による合意に基づいて実施される。

第 113 条 土地の統合に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第十章

資金調達と融資システム

1 節

全般的

第 118 条

(1) 資金調達および資金調達システムは、**長期的に持続可能な低コストの資金**と、住宅、住宅、集落、ならびに都市および農村の居住環境の**ニーズを満たすための資金の利用可能性を確保**することを目的としています。

(2) 政府および地方政府は、(1)項に規定の**融資制度の強化**を奨励する。

第二節 資金調達

第 119 条 住宅、住居、居留地、および都市と農村の居住環境のニーズを満たすための資金源は、次のとおりです。

- a. 州予算;
- b. 地域の歳入および歳出予算;および/または
- c. 法律の規定に従ったその他の資金源。

第 120 条

第 119 条で言及されている資金は、以下を支援するために使用されます。

- a. 住宅および住宅地の管理;および/または
- b. 最低限のサービス基準に従って、**MBR** の住宅の建設および取得のための施設および/または支援。

3 節

融資制度

パラグラフ 1

全般的

第 121 条

(1) 政府および/または地方政府は、住宅および定住地の実施のための資金調達システムを開発するために努力しなければならない。

(2) (1)項に規定の資金調達システムの開発には、以下が含まれる。

- a. 金融機関;
- b. 資金の動員と蓄積。
- c. 支払いを源とした利用
- d. 資金支援。

(3) **パラグラフ (1)** に規定の融資システムは、従来の原則またはシャリア原則に基づいて実施されます。

- a. 一次住宅金融;および/または
- b. 二次住宅金融。

パラグラフ 2

金融機関

第 122 条

(1) **政府または地方政府は、住宅および定住地における融資のための法人を割り当てまたは設立**することができる。

(2) **パラグラフ (1)** で言及されている融資法人は、住宅および定住地の実施のための長期の低コスト資金の利用可能性を確保する任務を負っています。

(3) 公共住宅および自立住宅の建設および所有に関して、第(1)項に規定の**融資法人は、以下を保証する義務を負う**。

- a. 長期の低コスト資金の利用可能性;
- b. クレジットまたは融資への容易なアクセス。と
- c. 家を建てたり、修理したり、所有したりする際の手頃な価格。

(4) (1) 項および (2) 項に規定の住宅および定住地域における資金調達のための法人の譲渡および設立は、法律および規則の規定に従って実施されるものとする。

パラグラフ 3

資金の展開と受精

第 123 条

(1) 第 121 条第 2 項の文字 **b** で言及されている資金の動員および蓄積には、以下が含まれる。

- a. 公的資金;
- b. 余剰流動性に対する投資収益を含む住宅貯蓄基金。および/または
- c. 法律の規定に従ったその他の資金。

(2) 政府および地方政府は、住宅および居住地域の持続可能な管理のために、第 1 項で言及されている資金の動員および蓄積における銀行の権限付与を奨励する責任を負う。

(3) 政府および地方政府は、住宅貯蓄基金および住宅に特化したその他の資金の動員および育成において、非銀行金融機関のエンパワーメントを促進する。エリア。

(4) (2)項および(3)項に規定の資金の動員および蓄積の手順に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

第 124 条 住宅貯蓄に関する規定は、別に法律で定める。**パラグラフ 4** 費用源の利用

第 125 条 費用源の利用は、以下の資金調達に使用される。

- a. 工事;
- b. 家の取得;
- c. 住宅、公営住宅の建設、または自助住宅の修理。
- d. 家のメンテナンスと修理;
- e. 住宅および住宅地の質の向上;および/または
- f. 法律および規則の規定に従って、住宅および居住地域におけるその他の利益。

5 項

金融の利便性と支援

第 126 条

- (1) 政府および地方政府は、**MBR** のための公共住宅および自助住宅の建設および取得のための施設および/または財政的支援を提供するものとする。
- (2) 公営住宅や自助住宅の資金源を活用する上で、施設や資金援助を受ける受益者または利用者である **MBR** は、公営住宅や自助住宅の資金源を利用する上で、利用者の規定に従って資金を返還する義務があります。法律の規定。
- (3) 第(1)項に規定の融資制度および/または援助は、次の形態をとることができる。
 - a. 資金調達スキーム;
 - b. 保証または保険;および/または
 - c. 長期低コストファンド。
- (4) (2)項に規定の施設および/または資金援助に関するその他の規定は、政府規則によって規定されるものとする。

パラグラフ 6

一次融資

第 127 条

- (1) 住宅の一次融資は法人によって行われます。
- (2) (1)項に規定の法人は、法律の規定に従い、信用または融資の販売業者としての金融機関である。

7 項

二次融資

第 128 条

- (1) **二次住宅融資は、住宅取得融資のキャパシティと持続性を高めるための融資制度を提供する機能を有する。**
- (2) (1)項に規定の**住宅二次融資はノンバンク金融機関**が行う。
- (3) (2)項に規定の銀行以外の金融機関は、**住宅取得のための資金調達のための資産を証券化することができ、その収益は、MBR のための住宅取得のための融資制度の持続可能性のために完全に割り当てられる。**
- (4) (3)項に規定の**住宅金融資産の証券化は、資本市場を通じて行われる。**

第 11 章

権利と義務

第 129 条 居住区の管理において、すべての人は次の権利を有する。

- a. 健康で、安全で、調和のとれた整然とした環境で、まどな家に住む、楽しむ、および/または所有する/取得する。
- b. 住宅および住宅地の建設を行う。
- c. 住宅および定住地の実施に関する情報を入手する。
- d. 住宅および定住地の実施から利益を得る。
- e. 住宅および定住地の実施の結果として直接経験した損失に対する適切な補償を得る。と
- f. コミュニティに有害な住宅および定住地の実施に対して裁判所に代表訴訟を起こす。

第 130 条 住宅および住宅地域の管理において、すべての人は次の義務を負う。

- a. 住宅および住宅地の安全、秩序、清潔さ、および健康を維持する。
- b. 有害であり、他人の利益および/または公共の利益を危険にさらす住宅および定住地の実施を防止することに参加する。
- c. 住宅や住宅地にある環境インフラ、環境施設、公共施設の維持管理。と
- d. 住宅および住宅地のインフラ、施設、公共施設の利用と機能を監督する。

第 12 章

コミュニティの役割

第 131 条

- (1) 住宅・居留地の行政は、政府及び地方政府が地域社会を巻き込んで行う。
- (2) **パラグラフ(1)で言及されている共同体の役割は、以下にインプットを提供することによって実行される。**
 - a. 住宅開発計画と住宅地の準備。
 - b. 住宅および住宅地開発の実施;
 - c. 住宅および住宅地の利用;
 - d. 住宅および住宅地の維持および修理;および/または
 - e. 住宅および定住地の実施を管理する。
- (3) **パラグラフ (2) で言及されたコミュニティの役割は、住宅開発フォーラムおよび定住エリアを確立することによって実行されます。**

第 132 条

- (1) 第 131 条第 3 項に規定のフォーラムは、次の機能と任務を有する。
 - a. コミュニティの願望に対応し、導きます。
 - b. 住宅および定住地の開発の方向性について議論し、アイデアを策定する。
 - c. コミュニティの役割と監督を強化する。
 - d. 政府に情報を提供する。および/または
 - e. 住宅や居住地の分野で仲裁と調停の役割を果たします。
- (2) (1)項に規定のフォーラムは、次の要素から構成されるものとする。
 - a. 住宅および住宅地に関連する政府機関。

- b.住宅および住宅地を提供する企業の協会。
- c.住宅および住宅地域の主催者のための専門家団体;
- d.商品およびサービス会社の協会、住宅および住宅地のプロバイダーのビジネスパートナー。
- e.住宅および住宅地の専門家;および/または
- f.非政府組織および/または住宅開発および定住地の実施に関連する消費者の代表。

第 133 条 第 131 条第 1 項および第 2 項に規定する共同体の役割、ならびに第 131 条第 3 項および第 132 条に規定するフォーラムの役割に関する規定は、省令で定める。 .

第十三章 禁止

第 134 条
合意された基準、仕様、要件、インフラストラクチャ、施設、公共施設、および基準に準拠していない住宅開発を行うことは、誰にとっても禁じられています。

第 135 条
公営住宅の所有権を他人に貸与または譲渡することは、誰にとっても禁止されています。

第 136 条
住宅街または Kasiba を住宅街ユニットまたは Lisiba に分離しない住宅街または Kasiba を運営することは、誰もが禁止されています。

第 137 条
土地の権利ステータスを完了していない居住地区ユニットまたは Lisiba を販売することは、誰にとっても禁じられています。

第 138 条
一戸建て住宅、長屋、および/またはフラットの建設を行う法人は、第 45 条で言及されている要件を満たす前に、購入者から 80% (80%) を超える資金を引き渡しおよび/または引き出すことを禁じられています。 .

第 139 条
住宅および集落のために特別に指定された地域の外に住宅および/または集落を建設することは、誰も禁止されています。

第 140 条
物や人に危険を及ぼす可能性のある場所での建物、住居、および/または居留地は、誰もが禁止されています。

第 141 条
すべての公務員は、空間の機能と用途に適合しない家屋、住居、および/または居留地の建設のための許可を発行することを禁じられています。

第 142 条
地方公共団体と合意した上で、国や地方公共団体が決定した家屋、住宅、居住地の移転活動を拒否したり妨害したりしてはいけません。

第 143 条
住宅および定住地域の活動の資金調達以外に、住宅貯蓄資金を蓄積するための資金を投資することは誰も禁止されています。

第 144 条
住宅および住宅地の建設を行う法人は、公共インフラ、施設、ユーティリティをその機能外に転用することを禁じられています。

- 第 145 条
- (1) 居住地域または Lisiba の土地の権利のステータスを確定していない法人は、居住地の販売を禁止されています。
 - (2) 個人による Lisiba の構築は禁止されています。

- 第 146 条
- (1) Lisiba を建設した法人は、住宅のない成熟した土地区画の販売を禁じられています。
 - (2) 成熟した小さな土地区画を有する MBR の住宅開発の場合、(1)項に規定の禁止は除外される。

第十四章 論争の解決

第 147 条 住宅部門における紛争の解決は、まず協議に基づいて合意に達するように試みなければならない。

- 第 148 条
- (1) 協議による合意に至る紛争解決に至らない場合、被害者は、一般裁判所内又は裁判所外の裁判所において、当事者の任意の選択により、裁判外紛争解決により訴えを提起することができる。
 - (2) 第 1 項に規定の法廷外での紛争の解決は、法律および規則の規定に従って、仲裁、協議、交渉、調停、調停、および/または鑑定によって行われるものとする。
 - (3) (2)項に規定の法廷外での紛争の解決は、刑事責任を排除するものではない。

第 149 条 第 148 条第 1 項に規定する違反訴訟は、次の者が行うことができる。

- a. 自然人;
- b. 法人;
- c. 公衆;および/または
- d. 政府および/または関連機関。

第十五章 行政制裁

第 150 条

(1) 第 26 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第三十条第二項、第三十四条第一項又は(二、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条第四項、第四十五条、第四十七条第二項、第三項若しくは第四項、第四十九条第二項、第 63 条、第 71 条第 1 項、第 126 条第 2 項、第 134 条、第 135 条、第 136 条、第 137 条、第 138 条、第 139 条、第 140 条、第 141 条、第 742 条、第 143 条、第 144 条、第 145 条 または第 746 条

(1) 行政処分を受ける場合。

(2) (1)項に規定の行政制裁は、次の形態をとることができる。

- a. 書面による警告;
- b. 開発活動の制限;
- c. 建設工事の一時的または恒久的な停止。
- d. 住宅管理の一時停止または永久停止。
- e. 政府による一時的な管理(封印);
- f. 一定期間内に建物自体を解体する義務。
- g. 基準、仕様、要件、インフラストラクチャ、施設、合意された公益事業、および基準。
- h. 事業活動の制限;
- i. 建築確認の凍結;
- j. 建築確認の取消
- k. 家の所有権の証明の凍結/取り消し;
- l. 家屋の解体命令。
- m. ビジネスライセンスの凍結;
- n. ビジネスライセンスの取り消し;
- o. 監督;
- p. **ビジネスライセンス**の取り消し;
- q. 一定期間内に土地機能を回復する義務。
- r. インセンティブの取り消し;
- s. 行政罰金の賦課;および/または
- t. 場所の閉鎖。

(3) 基準、種類、罰金の額、および第(2)項で言及されている行政制裁を課するための手順に関する詳細な規定は、政府規則で規定されるものとする。

第 16 章

刑法規定

第 151 条

合意された基準、仕様、要件、インフラストラクチャ、施設、および第 134 条で言及されている公益事業に従っていない住宅を建設し、健康、安全、および/または環境に対する犠牲者/損害をもたらす、住宅開発を組織するすべての人最高で 5,000,000,000.00 ルピア (50 億ルピア) の罰金。

第 152 条 第 135 条に規定されているように、公営住宅の所有権を他人に賃貸または譲渡した者は、最高で 50,000,000.00 ルピア (5,000 万ルピア) の罰金に処せられる。

第 153 条

(1) 第 136 条で言及されているように、住宅街または Kasiba を住宅街単位または Lisiba に分割しない住宅街または Kasiba を運営する者は、行政制裁の対象となります。

(2) 行政制裁を課するための手続きに関するその他の規定は、政府規則で規定されています。

第 154 条 第 137 条で言及されている土地の権利のステータスを完了していない居住地区ユニットまたは Lisiba を販売した者は、最大 5 年間の懲役または最大 Rp. の罰金を科されるものとする。5,000,000,000.00 (50 億ルピア)。

第 155 条 第 138 条で言及されているように、買主の 80% (80%) を超える支払いを意図的に配信および/または受領した法人は、最大 1 年間の懲役または最大 Rp. 1,000,000. .000,00 (10 億ルピア)。

第 156 条 第 139 条で言及されているように、住居および居留地のために特別に指定された地域外に故意に住居および/または居留地を建設した者は、最高 2 年の懲役または最高 20 億ルピアの罰金に処せられる。(20 億ルピア)。

第 157 条 第 140 条で言及されているように、物や人に危害を与える可能性のある場所に意図的に住宅や居留地を建設した者は、最高で 1 年の懲役または最高で罰金に処せられる。Rp. 50,000,000. 00 (5,000 万ルピア)。

第 158 条 第 141 条で言及されている機能およびスペースの使用に従わない住宅、住宅、および/または居留地の建設の許可を故意に発行した公務員は、最高 5 年の懲役に服するものとする。) 年または最高で 5,000,000.0000.00 ルピア (50 億ルピア) の罰金。

第 159 条 第 142 条に規定する地域社会との合意に達した後、政府または地方公共団体が決定した家屋、住宅または居留地の移転の活動を故意に拒否し、または妨害した者は、罰する。最高 1 年間の懲役または最高 100,000,000.00 ルピア (1 億ルピア) の罰金。

第 160 条 第 143 条で言及されている住宅および定住地域の運営資金調達以外の目的で、住宅貯蓄基金から意図的に資金を投資する者は、最高 5 年の懲役または最高 50,000,000,000 ルピアの罰金に処せられる。(500 億ルピア)。

第 161 条

(1) 第 145 条第 2 項に規定の Lisiba を意図的に構築した個人は、最高で 5 億ルピア (5 億ルピア) の罰金に処せられるものとします。

(2) (1)項に規定の処罰に加えて、加害者は Lisiba の取り壊しの形で追加の処罰を宣告される場合があり、その費用は加害者が負担する。

第 162 条

(1) 以下の法人に対し、最高で 5,000,000,000.00 ルピア (50 億ルピア) の罰金を言い渡されました。

a. 第 144 条で言及されているように、公共のインフラストラクチャ、施設、ユーティリティの機能をその機能の外に移す。

b. 第 145 条第 1 項に規定の決済単位を売却する。また

c. 第 146 条第 1 項に規定されている住宅のない成熟した土地区画を販売するリスバを建設する。

(2) (1)項に規定の法人に対する処罰に加えて、法人の経営者は、最高で 5 年の懲役を宣告される場合がある。

第 163 条 第一百五十一条第一項、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百六十条又は第一百六十一条の行為が法人によってなされた場合には、そのほか管理者に対する懲役および罰金に加えて、刑事犯罪は、個人に対する刑事罰金の 3 倍の重さの罰金の形で、法人に対して課せられる場合があります。

第 17 章

暫定条項

第 164 条 住宅および居留地に関する 1992 年法律第 4 号 (1992 年インドネシア共和国官報第 23 号、インドネシア共和国官報追補第 3469 号) の規則、およびその他の法律を実施するすべての法律および規則住宅および居留地に関する規則は、この法律に基づく新しい実施規則と矛盾しない限り、または置き換えられない限り、引き続き有効であると宣言されています。

第 18 章

クロージング

第 165 条

(1) この法律で規定されているすべての実施規則は、この法律の公布から 1 年以内に制定されなければならない。

(2) この法律の規定に従って設立する必要がある、または地位を向上させる必要があるすべての機関は、この法律の公布から 2 年以内に設立されている。

第 166 条 この法律が施行されると、住宅および居留地に関する 1992 年法律第 4 号 (1992 年インドネシア共和国官報第 23 号、インドネシア共和国官報追補第 3469 号) は取り消され、無効と宣言される。第 167 条 この法律は、公布の日から施行する。